

令和3年度名古屋市教育委員会請願第2号

請願審査について

2022年度使用中学校歴史新教科書の採択会議の運営及び採択に関する請願

請願者

子どもたちに「戦争を肯定する教科書」を渡さない市民の会
(愛知 教科書市民の会)

要旨

- 1 採択会議の傍聴席は、100席に増やすこと。
- 2 教科書展示会場での市民意見の（賛否等の）傾向別内訳数等を公表し、賛否が分かれるものは採択しないこと。また、専門委員会の調査報告書を十分に尊重すること。
- 3 自由社の社会科歴史的分野の新教科書は、侵略戦争を肯定・美化し、日本国憲法を敵視しているなど、問題点が多いので絶対に採択しないこと。

2021年7月5日

名古屋市教育委員会

教育長 鈴木 誠二 様
教育委員 小栗 成男 様
教育委員 船津 静代 様
教育委員 西淵 茂男 様
教育委員 鎌田 敏行 様
教育委員 中谷 素之 様



子どもたちに「戦争を肯定する教科書」を渡さない市民の会(愛知 教科書市民の会)

2022年度使用中学校歴史新教科書の採択会議の運営及び採択に関する請願書

職務へのご精勤、ご苦勞様です。

貴委員会は、4月定例会で決定した2022年度使用中学校教科用図書採択基本方針で、2021年度使用教科書の継続採択という大原則にもかかわらず、社会科歴史的分野教科書のみを例外としたうえで、6月定例会で歴史教科書を再採択する方針を決定しました。3月30日付文科省通知は、2021年度採択の継続を原則としており、再採択・採択替えを「行うことも可能である」とするだけで、再採択を強制するものではありません。本年度の社会科歴史教科書を継続使用とされなかったことを残念に思います。

さて、貴委員会での中学校次期歴史教科書の採択に関して、日本国憲法と請願法に基づいて、下記のとおり請願するとともに、請願事項2・3に関しては、来る採択会議での口頭陳述の機会を求めます。

I 請願内容

1. 採択会議の傍聴席は、100席に増やしてください。
2. 教科書展示会場での市民意見の(賛否等の)傾向別内訳数等を公表し、賛否が分かれるものは採択しないでください。また、専門委員会の調査報告書を十分に尊重してください。
3. 自由社の社会科歴史的分野の新教科書は、侵略戦争を肯定・美化し、日本国憲法を敵視しているなど、問題点が多いので絶対に採択しないでください。

II 請願理由

1. 昨年度の社会科歴史の採択会議は、100名弱の傍聴希望者が集まったが、定員80に制限されました。希望者が全員傍聴できるようにしてください。
2. 今年度に即して具体的に言えば、新規教科書は自由社歴史だけであるから、市民意見の分析は比較的容易にできるはずですが、その結果、賛否両論が明確にわかった場合は、自由社歴史を採択対象から除外するのが妥当です。なお、昨年度の採択会議でも、複数の委員から「同じ人が何枚も意見を書いている」との非難がましい発言があったが、枚数制限の規定などどこにもないし、真剣に教科書内容の理解に取り組んでいる市民を威圧することは絶対に許されません。

さらに、今回は中学校の調査研究協議会報告書を集めていないのだから、専門委員会の調査報告書を十分に尊重すべきです。

3. 日本国憲法の「国民主権・人権保障・戦争放棄」等の根本原則に沿って編集されている教科書を採択すべきです。

教科書「検定基準」には日本国憲法そのものは掲げられていないが、基準の冒頭に置かれる改定教育基本法の前文には「日本国憲法の精神に則り」制定された旨が明記されています。したがって、当然のことですが、最も基本の基準は日本国憲法、とりわけその「国民主権・人権保障・戦争放棄」の根本原則です。

ところが、文科省「検定」に合格した自由社中学校歴史教科書には反日本国憲法的な内容が多々みられ、したがって自由社歴史は採択対象として相応しくない教科書であると断ぜざるを得ません。

近現代史に絞って、一、二例を挙げてみます。

① 侵略戦争や植民地支配への反省が皆無で、逆にそれらを肯定し美化している。

pp. 238-9の見出しは「大東亜戦争(太平洋戦争)」で、本文では、「日本は米英に宣戦布告し、この戦争は『自存自衛』のための戦争であると宣言しました。また、この戦争を『大東亜戦争』と命名しました」と、戦争推進者の言辞を肯定的に紹介している。

pp. 240-1「大東亜会議とアジア諸国」では、小見出しで「アジアに広がる独立への希望」だとか、資料見出しで「④アジアの人々を奮い立たせた日本の行動」だの「⑤日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々」だのといった具合に、ここでも戦争推進者とその宣伝隊の立場からの記述・評価を執拗に繰り返している。pp. 248-9で「アジアの解放をかかげた日本は敗れましたが、アジアは植民地から解放され、独立を達成しました」と乱暴極まりなく結論づけ、p. 254「対話とまとめ図のページ」は兄弟の対話で「兄 日本が満州国を建国したのは、ソ連の共産主義への防波堤の意味もあったんだ。…弟 日本は戦争しなくなかったのに、引きずり込まれたのは失敗の歴史だと思うんだ」と、無反省・自己正当化の上塗りをしている。

最終ページのpp. 280-1では「勇気と友情の物語 世界と交流した近代日本」と題するコラムで、「近代日本には世界から感謝された多くの日本人がいました。その一人が日本統治下の台湾でダムを建設した八田一です」と、植民地支配の実態を捨象して、「台湾のために命がけて働いた八田ら」を賛美するとともに、裏表紙のど真ん中に八田の座像写真を再度掲載している。最後まで侵略戦争と植民地支配の正当化・美化に徹している。

こんな教科書では、「戦争放棄」や「国際協調」の精神を血肉とする若者は育てられない。

② 日本国憲法を不当に貶め、敵視し、「壊憲」につながる改憲へ誘導しようとしている。

p. 257「日本国憲法の制定」では「GHQは1946年2月、約1週間でみずから作成した英文の憲法草案を日本政府に示し、根本的改正を迫りました。…草案は帝国議会で審議する形をとりましたが、GHQの意向には逆らえず、ほとんど無修正で成立し、11月3日、日本国憲法が公布されました」と、日本国憲法の成立過程の実際を徹底的に否定している。加えて、基本原則を本文では扱わないだけでなく、触れている側注³も歪みまくっている。真っ先に象徴天皇、ついで主権在民の語を出すものの、人権保障という憲法の根幹には一切触れず、戦争放棄については、「GHQの憲法原案どおりに第9条の『国際紛争を解決する手段のとしての戦争放棄』を定め、交戦権を否定したことも他に例を見ないものとなりました」と、恨めしげな気配を漂わせる記述をしている。

締めくくりの記述(この次が、前述の八田のコラム)がp. 279「⑥憲法改正の動き」。「…日本国憲法の改正は長く、遠のいていました。しかし、1991年の湾岸戦争などを機に、世界の動きに呼応して改正を求める議論が起きました。自民党や一部の新聞などが独自の改正案を発表しました。そして2018年、安倍政権は第9条に自衛隊の存在をつけ加える改正案をまとめました。／これに対し自衛隊明記そのものに反対する意見や、国の交戦権を否定する第9条の2項を残しての改正は意味がないという反対論もあります。」憲法改正への意識づけ・誘導こそが、自由社歴史の真の意図なのだろう。

戦争放棄を敵視する教科書は、歴史を改竄し大日本帝国の侵略戦争を肯定し美化する教科書であり、大日本帝国憲法を理想化する教科書でもあり、日本国憲法の抹殺を企図する教科書である。

以上